平成２４年（フ）第４６７７号
大阪府寝屋川市寝屋新町11番５―502号
破産者　蛯原　重憲
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０５号
大阪市生野区新今里３丁目５番７号
破産者　久世　都子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４０号
大阪市中央区高麗橋１―７―７―2803、住民票上の住所大阪市西区新町２丁目10番７―1002号
破産者　符田　祐子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１７号
神戸市中央区中山手通３丁目15番11号、住民票上の住所神戸市中央区元町通２丁目１番８号
破産者　汪　　俊龍
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０２号
兵庫県西宮市今津曙町６番９―201号、前住所兵庫県西宮市津門大塚町１番１―202号
破産者　式地　喜志
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０４号
兵庫県芦屋市岩園町３番６―313号
破産者　濱川　益美
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０５号
兵庫県芦屋市岩園町３番６―313号
破産者　濱川　　洋
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市東辻井４丁目１番７号キャッスルコート東辻井1007号室、住民票上の住所兵庫県姫路市幸町188番地
破産者　サロン・ド　フラウこと　水本　清泉
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３４号
兵庫県加古川市尾上町池田764―９レオパレスひまわりⅡ202号、住民票上の住所兵庫県加古川市八幡町宗佐1233番地
破産者　旭　　静香
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８号
北海道美唄市西４条北７丁目３番12号
破産者　青木　幸作
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道網走市南４条西１丁目４番地の１
破産者　高崎　裕康
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
青森県三沢市松園町２丁目５番27号　第一松園団地１号棟58―１―302
破産者　種市富美子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１３３号
茨城県稲敷市角崎1606番地14
破産者　木村　吉宣
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
新潟県見附市学校町１丁目１番14号
破産者　野本　民枝
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
新潟県長岡市袋町３丁目甲1102番地３
破産者　宮島　茂子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
新潟県長岡市福住３丁目２番25号
破産者　高橋　孝治
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町850番地１町有住宅青柳町団地２―104
破産者　渡邊久美子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目219番地　メゾンレインボー201
破産者　西田　茂穂
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
佐賀県神埼市脊振町服巻625番地３
破産者　田中　信彦
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係